

所得税・町民税・道民税の申告相談がはじまります

2月16日(木)
▼
3月15日(水)

平成28年分の所得税額および平成29年度の町道民税額を決定する重要な申告です。都合のよい会場で忘れずに行つてください。所得税の確定申告をした場合は、町道民税の申告の必要はありません。

【申告が必要な方】

平成29年1月1日現在、八

雲町に居住し、次のいずれかに該当する方

①給与所得または公的年金等の所得以外の所得(事業、不動産、譲渡、一時等)がある方

②給与所得のみの方で、所得から所得控除を差し引くと残額があり、税金が源泉徴収されていない方、または源泉徴収されている税金があり年末調整がされていない方

③公的年金等の所得のみで、所得から所得控除を差し引くと残額がある方(年金収入が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の方は、確定申告は必要なですが、町道民税の申告

は必要な場合があります)

④国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者(加入者の申告により適正な保険税等の算出をします)無

收入の方や障害年金、遺族年金等の非課税年金のみを受給されている方でも申告をしなければ、保険税等の算出に影響を及ぼすことありますので、忘れずに申告をお願いします)。ただし、収入が年金または給与のみの方は申告をする必要がない場合があります。

收入が年金または給与のみの方は申告から、申告する

【申告書にマイナンバー(個人番号)の記載が始まります】

(有る場合)

※八雲税務署から「確定申告のお知らせ」(確定申告書等)が届いている方は忘れずに持参してください。

【還付申告について】

確定申告が必要ない方で

も、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになつている場合、または年未調整による所得税の精算後、新たに所得控除を受ける場合は、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

なお、還付申告は既に八雲

税務署で受け付けています。

【譲渡所得のある方へ】

譲渡所得の内容によつては、申告に時間がかかるため八雲税務署へ引き継ぐ場合がありますのでご了承ください。

・所得控除に関する書類(国民年金保険料の控除証明書や領収書、小規模企業共済掛金等控除証明書、生命保険料や個人年金の控除証明書、地震保険料や旧長期損害保険料の控除証明書、医療費の領収書、寄付金の領収書、障害者手帳等)

・印鑑(朱肉を使うもの)

・前年の申告書控え

は申告者本人の「本人確認書類」の提示または写しの添付が必要です。申告で使用する本人確認書類は下記のものです。

【申告に必要なもの】

年金の源泉徴収票、仕入れ

・収入がわかる書類(給与や年金の源泉徴収票、仕入れ

◎申告で使用する本人確認書類

本人確認書類



マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード(個人番号カード)
※写しを添付する場合には、表面および裏面の写しが必要です。

①番号確認書類 および ②身元確認書類

① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります)などのうち、いずれか1つ
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうち、いずれか1つ

マイナンバーカードをお持ちでない方

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、申告書に①と②の写しの添付が必要となります。
なお、申請会場でコピーはできませんので、事前の準備をお願いします。